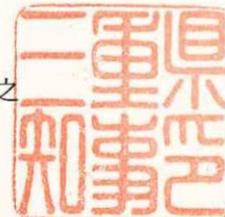


# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県上尾市原新町26番1号  
氏名 株式会社共同土木  
代表取締役 内田 耕太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 3年10月 8日  
許可の有効年月日 令和 8年10月 7日

## 1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾞﾙﾑ化合物、砒素又はその化合物、

セﾘﾝ又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、

ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾞﾙﾑ化合物、砒素又はその化合物、

ﾄﾘｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、ｼﾞｸﾞﾙﾑﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾞﾙﾑﾀﾝ、1,1-ｼﾞｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、

1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾙﾑﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾙﾑﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾞﾙﾑﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、ﾌﾗﾑ、ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾌｻﾞﾙﾝ、ﾌﾞﾝｹﾞﾝ、

セﾘﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、

特定有害廃酸(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、

六価ｸﾞﾙﾑ化合物、砒素又はその化合物、ﾄﾘｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、ｼﾞｸﾞﾙﾑﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾞﾙﾑﾀﾝ、

1,1-ｼﾞｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾙﾑﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾙﾑﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾞﾙﾑﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、

ﾌﾗﾑ、ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾌｻﾞﾙﾝ、ﾌﾞﾝｹﾞﾝ、セﾘﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、

特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、

六価ｸﾞﾙﾑ化合物、砒素又はその化合物、ﾄﾘｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、ｼﾞｸﾞﾙﾑﾀﾝ、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾞﾙﾑﾀﾝ、

1,1-ｼﾞｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞﾙﾑｲﾌﾞﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾙﾑﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾙﾑﾀﾝ、1,3-ｼﾞｸﾞﾙﾑﾌﾟﾛﾊﾟﾝ、

ﾌﾗﾑ、ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾌｻﾞﾙﾝ、ﾌﾞﾝｹﾞﾝ、セﾘﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、

特定有害銻さい(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾞﾙﾑ化合物、

砒素又はその化合物、セﾘﾝ又はその化合物を含むものに限る。)、

特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、ｶﾞﾞｼﾞム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾞﾙﾑ化合物、

砒素又はその化合物、セﾘﾝ又はその化合物、1,4-ｼﾞﾌﾞｼﾝ、ﾀﾞｲｷﾞｼﾝ類を含むものに限る。)、

特定有害廃石綿等 以上90種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
該当なし

5. 積替え許可の有無 無  
市名 -

許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

### 【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。